

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年5月14日午後8時ごろ、渋川市川島76番地渋川地区広域圏運動場において、渋川市消防団第5分団が消防ポンプ操法訓練を行うため、消火栓を開栓したところ、付近の配水管に強い圧力がかかったことにより、配水管内の錆が剥がれ、[REDACTED]氏宅に流れ込み、給湯器が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月17日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金239,030円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

239,030円